

利 用 料 金（令和3年4月1日現在）

(1) 基本料金

《訪問介護費》（要介護1～要介護5に該当されている方）

（原則として利用者負担割合に応じた金額をお支払いただきます）

①身体介護

サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごと)
利用料金	167円	250円	396円	579円	84円

②生活援助

サービスに要す る時間	20分未満	20分以上45分未満	45分以上
利用料金		183円	225円

所要時間が20分から起算して25分増すごとに+67単位(201単位を限度)

③介護費利用加算

* 初回加算・・・サービス提供責任者が初回サービスまたは同行した場合 200単位/月

* 緊急時訪問介護加算・・・緊急時に要請を頂いた訪問介護サービス(身体のみ)

100単位/月

* 介護職員処遇改善加算・・・ 加算Ⅰ - 13.7%

* 介護職員等特定処遇改善加算・・・ 加算Ⅱ - 4.2%

* 生活機能向上連携加算(Ⅰ)・・・ 100単位/月

* 生活機能向上連携加算(Ⅱ)・・・ 200単位/月

1) 上記サービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいた介護給付費体系により計算されます。

2) 平常の時間帯(午前8時30分から午後5時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲以内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間(午後6時から午後7時まで) : 25%

・早朝(午前7時から午前8時まで) : 25%

(例)生活援助 20分以上45分未満利用した場合、183円に25%加算・・・229円

3) 2人の訪問介護人が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

(例)身体介護 20分以上30分未満利用した場合、250円の2倍・・・500円

4) 利用者が、まだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。サービス提供証明書を発行いたしますので、介護認定を受けた後お住いの市町村窓口にて手続きをして頂くと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。